

○議長（茅沼隆文）

日程第12、議案第19号 南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町障害程度区分等認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題といたします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、障害者自立支援法の一部が改正されたことに伴い、南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町障害程度区分等認定審査会共同設置規約を変更することについて、足柄上地区1市4町と協議する必要があるため、本案を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

それでは、議案を朗読させていただきます。議案第19号 南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町障害程度区分等認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について。

南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町障害程度区分等認定審査会共同設置規約を変更することについて、別紙の内容で関係市町と協議する。よって、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求める。

平成25年3月5日提出、開成町長、府川裕一。

この議案につきましては、地方自治法において、機関等の共同設置を規定する地方自治法第252条の7等の関係を準用して、議会の議決を経て、1市5町で協議をして、4月1日に向けて対応するものでございます。

なお、この議案につきましては、1市5町で検討いたしまして、同じ内容、同じ期日での提案となってございます。

次のページをお開きください。次のページが規約の改正ということで、説明につきましては、次のページの新旧対照表をもって、説明をさせていただきます。

今回のこの改正につきましては、ご存じのように、24年度までは、障害者自立支援法、それが25年度からは、フルネームでいいますと、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者総合福祉支援法と申しますけれども、それに法律の題名が変わってきたというところに関係するものでございます。

その中で変わった点として、まず、規約の題名が変わってございますが、構成市町は変わりませんけれども、まず、障害程度区分等という形になったものが、障害支援区分等ということで、国の法律の用語が変わったところを変更しているものでございます。

そして、第1条においては、申し上げましたとおり、法律名が変わったというこ

とで、法律名の変更、それで条文は変わってございませんが、これはともに同じ条文で同じ内容を規定しているため、条文は変わってございません。

そして、2条のほうで、先ほどと題名のほうで言いましたけれども、障害程度区分というものを、障害支援区分に変えるものでございます。

そして、1ページお戻りください。規約（案）のほうの改正案のところの附則でございます。この規約は、平成25年4月1日から施行する。ただし、題名及び第2条の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。となつてございます。

このことは、今回の法律名の題名の変更により、幾つかの改正がございます。その中で障害程度区分から障害支援区分に変える部分につきましては、実は今回の法律名を変える法案の中で、審査会の審査については、コンピューター判定による一次判定をやっておるわけでございますが、知的障害者や、精神障害者については、いわゆる二次判定で上がっていくということで、一次判定が低く判定されちゃうという傾向があるので、それについて今回の法律でもう一年かけて、その、いわゆる知的障害者、精神障害者の審査が適正に行われるような必要な措置を考えて、それについて、一次判定のラインを検討して、その変更については、26年4月1日から、この言葉の障害程度区分から障害支援区分に変えるとともに、その変更が法律で26年4月1日となっているために、それも附則でうたって、変更するものでございます。

説明は以上です。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑をどうぞ、よろしいですか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

お諮りします。質疑を打ち切り、討論を省略して、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第19号 南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町障害程度区分等認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

起立全員によって、可決いたしました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて散会いたしますが、議決のときに起立を求めたときには、速やかに起立いただきますよう、お願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午後 3 時 4 0 分 散会